

緊急事態宣言解除後の教育活動について

9月30日をもって東京都に発令されていた緊急事態宣言が解除されました。また、本市における感染症患者数についても9月中旬から減少傾向にあります。そこで、下記に基づき教育活動を行ってまいります。

保護者・地域の皆様がご安心できるよう感染症対策に取り組みつつ、お子様に確かな学習を保障してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 授業等閲覧のための学習者用端末利用について

タブレット端末を活用した授業等の閲覧については、原則として9月末をもって終了となります。なお、やむを得ない事由により引き続き登校が難しいお子様に関しては、授業等閲覧の希望について担任を通じて個別にご相談ください。また、文部科学省からの通知により、義務教育における登校は必要なものとして、緊急事態宣言が解除された期間については、新型コロナウイルス感染症に感染はしていないものの感染の不安による欠席は、欠席の扱いとなりますのでご承知おきください。

2 学級閉鎖時の対応について

今後、感染拡大防止のための学級閉鎖の措置を行う必要がある場合、学級閉鎖を行う学級に在籍するお子様は、タブレット端末を持ち帰り、ご家庭の通信環境を利用して学校が配信する学習支援を活用して学習を行うこととなります。なお、通信環境の対応ができないご家庭のお子様は、学校にご相談ください。詳細については、対応の必要が生じた場合に改めて学校からお知らせします。

3 遠足、宿泊行事の代替等を含む校外学習について

都県境を越えた場所・施設に行くことや公共交通機関を利用することについて可能となります。校外学習前に、対象となる学年の保護者の皆様へ学校から実施方法や実施内容についてご説明します。

4 学校行事や部活動等の実施について

十分な感染症対策を行いながら実施してまいります。実施方法や実施内容については、学校からお知らせします。なお、保護者の皆様の参観については、時間制を設ける、人数制限を行うなどの感染症対策を行う場合がございます。学校が提案する対応へのご理解・ご協力をお願いいたします。

5 感染のリスクが高いとされる学習活動及び部活動について

東久留米市教育委員会が作成した感染症対策に関するガイドラインに則して、教室等の広さや換気等の状況を踏まえ、各学校の実態に応じて工夫して実施してまいります。

6 授業等参観や保護者会等における保護者の皆様の来校について

「3つの密」の条件が同時に重なる状況が起きないように、ご来校いただく時間や方法について学校から提案します。なお、地域住民の皆様に向けた学校公開については、段階的に可能な範囲で行ってまいります。ご理解・ご協力をお願いいたします。